



平成 20 年 2 月 21 日

各 位

会社名 株式会社 伊勢丹
代表者名 代表取締役社長執行役員
武藤 信一
(コード番号 8238 東証第 1 部)
問合せ先 総務部広報・IR 担当長
川野辺 浩司
Tel.03-3352-1111 (大代表)

会社名 株式会社 三越
代表者名 代表取締役社長
石塚 邦雄
(コード番号 2779
東証第 1 部、名証第 1 部)
問合せ先 コーポレート推進室長
田中 康博
Tel.03-3241-3311 (大代表)

システム統合に向けたグループ内組織再編のお知らせ

株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）は、平成 20 年 2 月 21 日開催の伊勢丹取締役会において、平成 20 年 4 月 1 日を期して、伊勢丹の情報システム事業を株式会社イセタン・データ・センター（以下「IDC」）に承継させる会社分割（以下「本会社分割」）を行うことを決議し、同社と吸収分割契約書（以下「吸収分割契約」）を締結いたしましたので、お知らせいたします。

また、本会社分割は、現在、伊勢丹と株式会社三越（以下「三越」）が検討を進めておりますシステム統合及びシステム子会社再編の第 1 ステップとして実施するものであり、システム統合に向けたグループ内再編の全体像につきましても、併せてお知らせいたします。

なお、本会社分割は、伊勢丹が 100%子会社である IDC へ事業部門を承継させる簡易吸収分割であることから、本会社分割に係る開示については、開示事項・内容を一部省略して記載しています。

記

I. システム子会社再編について

1. システム子会社再編の目的

近年、百貨店業界においては、お客さまのご要望がますます多様化・高度化するなか、情報システム及びその活用ノウハウを高度化することの重要性が一段と高まっております。お客さまのご要望をスピーディーかつ的確に把握し、それに品揃えやサービスの組合せとして応えて

いくための仕組みとして、情報システムは必要不可欠であり、その質自体が、百貨店の競争力の源泉のひとつとなっております。

伊勢丹と三越は、このような共通認識のもと、経営統合によりもたらされるシナジーを更にスピーディーかつフルに発揮することを目的として、両社の情報システムを統合するとともに、業務フローの統合を行うことについて、検討・協議を重ねております。

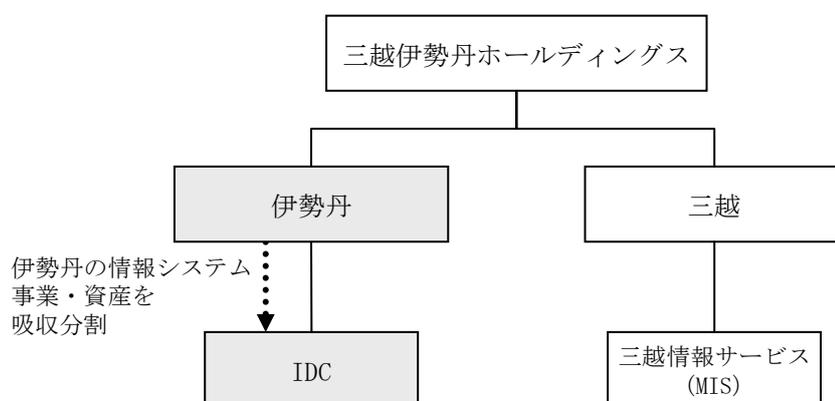
今般お知らせいたしますシステム子会社再編は、既に平成19年秋より先行して実施している人材交流と併せ、平成22年春のシステム統合をスピーディーかつ確実にを行うための体制作りを目的としております。

システム子会社再編の具体的な内容といたしましては、伊勢丹及び三越並びにその子会社に分散しているシステム関連の経営資源やノウハウを集約し、かつ、伊勢丹と三越の両社共通の情報システム子会社を平成20年4月1日に設立予定の株式会社三越伊勢丹ホールディングス(以下「共同持株会社」)の直接子会社とする方向で検討をしております。

2. システム子会社再編の全体像

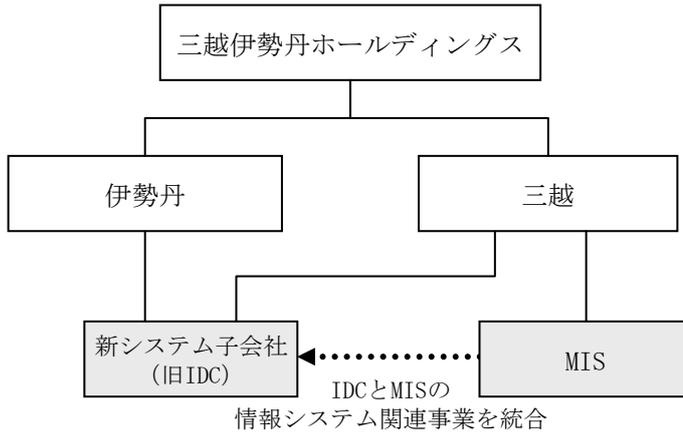
(1) 第1ステップ(平成20年4月1日(予定))

伊勢丹の情報システム事業を IDC に吸収分割し、伊勢丹の情報システム事業・資産を IDC に集約します。



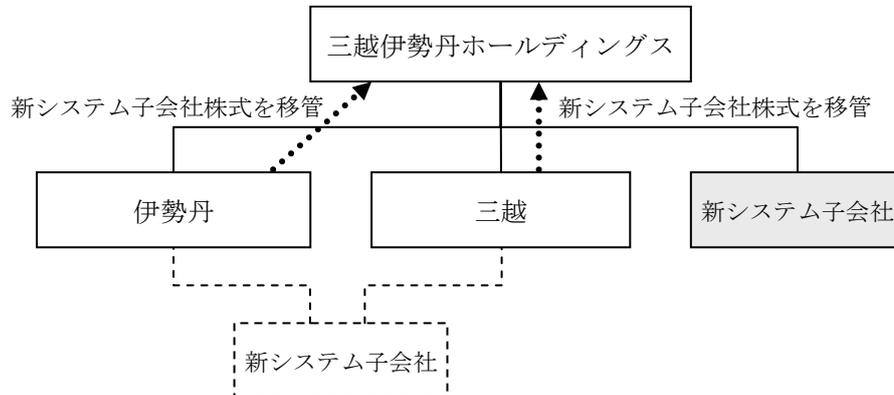
(2) 第2ステップ (平成20年7月 (予定))

三越の100%子会社である株式会社三越情報サービス (以下「MIS」) の情報システム関連事業を IDC と統合し、伊勢丹及び三越の情報システム関連事業・資産を集約することを想定しております。また、第2ステップを通じて、IDC は両社共通の情報システム子会社となることから、それに相応しい形で商号を変更することも併せて検討しております (以下「新システム子会社」)。



(3) 第3ステップ (平成20年10月 (予定))

伊勢丹及び三越が保有する新システム子会社株式を共同持株会社に移管することにより、新システム子会社を共同持株会社の100%子会社とする方向で検討を進めております。



II. 伊勢丹の情報システム事業の会社分割による IDC への承継に係る分割契約締結について

1. 会社分割の目的

伊勢丹と三越による情報システム子会社統合の第 1 ステップとして、伊勢丹の情報システム事業を IDC に吸収分割し、伊勢丹の情報システム事業・資産を IDC に集約するものです。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割決議取締役会	平成 20 年 2 月 21 日 (木)
分割契約締結	平成 20 年 2 月 21 日 (木)
分割の予定日 (効力発生日)	平成 20 年 4 月 1 日 (火) (予定)

(注) 本会社分割は、会社法第 784 条第 3 項の規定に基づき、いわゆる簡易吸収分割として、伊勢丹の株主総会による承認の手続きを経ずに実施いたします。

また、本会社分割は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、いわゆる略式吸収分割として、IDC の株主総会による承認の手続きを経ずに実施いたします。

(2) 分割方式

伊勢丹を分割会社とし、IDC を承継会社とする物的吸収分割です。

(3) 分割により減少する資本金等

該当事項はありません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は新株予約権を発行しておりますが、本会社分割に伴う取扱いの変更はありません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

IDC は、吸収分割契約に別段の定めあるものを除き、効力発生日において伊勢丹が情報システム事業に関して有する全ての資産、債務及び権利義務を承継します。

(6) 債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日後における伊勢丹及び IDC の債務履行の見込みについては、問題はないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

(平成 19 年 9 月 30 日現在)

(1) 商号	株式会社伊勢丹 (分割会社)	株式会社イセタン・データー・センター (承継会社)
(2) 事業内容	百貨店業	情報処理サービス業
(3) 設立年月日	昭和 5 年 9 月 30 日	昭和 43 年 12 月 20 日
(4) 本店所在地	東京都新宿区新宿三丁目 14 番 1 号	東京都新宿区新宿五丁目 16 番 10 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 武藤 信一	代表取締役社長 菊池 勝
(6) 資本金	36,681 百万円	90 百万円
(7) 発行済株式数	225,306,103 株	180,000 株
(8) 純資産	212,861 百万円 (連結)	643 百万円 (単体)
(9) 総資産	461,786 百万円 (連結)	3,310 百万円 (単体)
(10) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(11) 大株主及び持株比率	(株)オンワードホールディングス 4.16% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 4.08% 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 3.82% 明治安田生命保険相互会社 3.04% 日本興亜損害保険(株) 2.30% (株)三菱東京UFJ銀行 2.26%	(株)伊勢丹 100.0%

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

百貨店営業に関する情報システム事業

(2) 分割する部門の経営成績

	情報システム事業部門 (a)	19 年 3 月期実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	2,720 百万円	454,951 百万円 (単体)	0.6%

(注) 情報システム事業部門の売上高として記載しております金額は、損益計算書上の「その他の営業収入」に該当いたします。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額

(平成19年12月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	一百万円	流動負債	一百万円
固定資産	6,703百万円	固定負債	一百万円
合計	6,703百万円	合計	一百万円

5. 会社分割後の上場会社の状況

本会社分割に伴う伊勢丹の商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期の変更はありません。

6. 今後の見通し

本会社分割による伊勢丹の業績への影響は軽微です。

以上